

## 『合格後の手続きについて』

### <合格者全員必須>

同封の「令和7年度介護支援専門員実務研修申込書兼繰越申請書」にて、実務研修の受講について選択し、期限までに提出してください。なお、令和7年度実務研修を受講する方は、以下の文章をよく読み、必要な手続きを行ってください。

(提出期限) 令和7年11月28日(金)(必着)

(提出方法及び提出先)

郵送、直接持参またはFAXにて提出してください。

〒320-8503

宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森2階

とちぎ健康福祉協会 ケアマネ研修担当 宛

FAX 028-627-2522

### <実務研修を受講する方>

#### 1 研修受講の手続き

##### (1) 受講申込みについて

「令和7年度介護支援専門員実務研修申込書兼繰越申請書」の「1受講する」に丸を付け、提出してください。

##### (2) 受講料の振込みについて

「令和7年度介護支援専門員実務研修申込書兼繰越申請書」の提出後、下記の銀行口座に受講料を振込んでください。

ア 振込期限 令和7年12月4日(木)<厳守>

イ 受講料金額 41,000円(非課税)

本研修の受講料は、消費税法及び消費税法施行令の規定に基づき、非課税です。

\*受講料は51,000円ですが、栃木県介護人材確保対策事業により、県で10,000円を補助しています。

ウ 振込口座 銀行支店名：足利銀行 県庁内支店(銀行コード0129 支店コード102)

預金種目：普通預金 口座番号：3158657

口座名義：社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 理事長 小川俊彦

##### エ 振込み手続きの注意点

(ア) 振込の際、同封の「受講票」に記載された受講番号を入力してください。

例1) 個人名での振込みの場合 1001フクシタロウ

例2) 複数人分の振込みの場合 1001・1002フクシタロウ

(それぞれの受講番号と代表者の名前を記載してください)

例3) 法人名での振込みの場合 1001フク)トチギフクシカイ

(イ) 振込み手数料は、受講者負担となります。

(ウ) 振込用紙の同封はありません。ATMやネットバンキングからの振込みが利用で

きます。

(イ) 入金確認の連絡はしません。入金が確認できない場合のみ、12月5日（金）以降に連絡します。

(3) 領収書の発行について

ア 教育訓練給付制度を利用する方

「教育訓練給付制度 必要書類発行連絡書」を提出してください。研修修了後に修了証明書と併せて領収書を発行いたします。

イ 教育訓練給付制度を利用しない方

銀行振込明細書をもって領収書の発行としますが、別途、適格請求書発行事業者の登録番号が記載された領収書が必要な方は、以下①～⑥を明記の上、FAXまたはお問い合わせフォームからのメールにて12月4日（木）までに連絡してください。領収書は12月8日（月）以降メールにて送付いたします。

- ①受講番号 ②受講者氏名 ③振込日 ④振込額 ⑤領収書の宛名
- ⑥領収書送付先メールアドレス（申込書に記載したメールアドレスと異なる場合）

(4) 返金について

研修受講をキャンセルする場合、12月4日（木）までに連絡してください。返金にかかる費用（口座振込手数料等）を差し引いた上で受講料を返金します。期日を過ぎてのキャンセルはいかなる理由であっても、一切返金しません。

2 オリエンテーションについて

オリエンテーションはVimeoを利用して動画を配信します。配信された動画（1時間程度）は、オンデマンドにて繰り返し視聴できます。今後の研修の受講手順、方法等を説明しますので、必ず視聴してください。

【オリエンテーション動画配信期間】 12月12日(金) 9:00 ~ 12月15日(月) 17:00

研修の案内や連絡事項はメールで行います。事務局からのメールが受信できるよう「tochifuku.com」のドメインを受信許可してください。動画URL、準備物等の案内メールは12月10日（水）に「令和7年度介護支援専門員実務研修申込書兼縦越申請書」に記入したアドレス宛てに送付します。事務局からのメールが届いているか必ず確認してください。なお、届いていない場合はメールを再送信しますので、事務局宛て連絡してください。（迷惑メールフォルダへの振り分け、メールの受信ボックスの容量等も併せて確認してください。）

3 テキストについて

令和7年度栃木県介護支援専門員実務研修では、「八訂 介護支援専門員実務研修テキスト（長寿社会開発センター）」を使用します。送付資料「テキストの購入について」をよく読み、各自テキストを準備してください。テキストは注文から到着までに1週間程度かかります。

4 特定一般教育訓練給付制度について（希望者のみ）

本研修は、「特定一般教育訓練給付制度」の指定を受けており、一定の条件を満たした方は、受講者本人が支払った研修受講料の一部がハローワークから支給されます。受給には、原則、受講開始日（令和7年12月12日）の2週間前までにハローワークでの手続きが必要です。

詳細は厚生労働省のホームページを確認いただくか、最寄りのハローワークに問い合わせてください。

介護支援専門員実務研修（指定番号：0922002-2420013-5）

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

ハローワークにて受給資格確認の手続きが済んだ後、「教育訓練給付制度 必要書類発行連絡書」をとちぎ健康福祉協会宛てに提出してください。

#### （1）提出期限

令和7年12月15日（月）17時必着

#### （2）提出するもの

・教育訓練給付制度 必要書類発行連絡書

※連絡書の指定様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

とちぎ健康福祉協会生きがい健康部HPアドレス

<https://tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/index.html>

#### （3）提出方法及び提出先

郵送、直接持参またはFAXにて提出してください。

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森2階

とちぎ健康福祉協会 ケアマネ研修担当 宛

FAX 028-627-2522

## 5 その他

（1）前期課程の研修で未修了科目がある場合は、実習及び後期課程の研修受講はできません。また、実習期間内に実習が終了しない場合は、後期課程の研修受講はできません。

（2）全課程を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出した方に修了証明書を交付します。修了証明書は、介護支援専門員証の登録及び交付の手続きに必要になりますので、大切に保管してください。なお、手続きの詳細は、栃木県高齢対策課（TEL028-623-3147）に問合せしてください。

## <実務研修を受講しない方>

研修受講の繰越について

「令和7年度介護支援専門員実務研修申込書兼繰越申請書」の「2 受講しない」に丸を付け、提出することで手続き終了です。同封の「受講票」は破棄してください。

なお、翌年度以降に開催される実務研修を修了することで、介護支援専門員の登録申請することができます。令和8年度の実務研修の実施時期等は、「とちぎ健康福祉協会生きがい健康部ホームページ」に掲載されますので、各自で確認し必要な手続きを行ってください。（掲載は例年4月下旬頃）

とちぎ健康福祉協会生きがい健康部ホームページアドレス

<https://tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/>

